

令和 年 月 日

保護者様

山江中学校長 金子 雄一

### 出席停止について

お子さまは、学校伝染病と診断されましたので、学校保健法に基づき出席停止を指示します。（なお、出席停止は保護者の方からの連絡があったときからになります。）

今後、お子さまを登校させられるときには、医師の診察、証明を受けられてから、「登校証明書」を待たせられて登校させてください。

#### 【参考資料】

##### 1、学校において特に予防すべき伝染病の種類

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、重症急性呼吸器症候群
第 2 種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、水痘、咽頭結膜熱、風疹、結核
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

##### 2、主な学校伝染病の出席停止の期間基準

インフルエンザ	発症後 5 日を経過かつ解熱後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺の腫れがとれるまで
風疹（三日はしか）	すべての発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	症状がとれて 2 日を経過するまで

正しくは担当医がこれを基準にして診断します。

### 出席停止意見書

1 学年・組 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組  
2 氏 名 \_\_\_\_\_  
3 病 名 \_\_\_\_\_  
4 期 間 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 から

### 登校証明書

学校長様

上記の疾病は ・ 治癒しました  
・ 感染のおそれがなくなりました

ので、登校にさしつかえないことを証明します。

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

担当医 \_\_\_\_\_